

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4180
21年9月3日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

長中局には弱い立場の人への強制は行わないよう強く求める

おはようございます。
新型コロナウイルス感染症の第5波の収束は見えず、感染力が強いデルタ株に関しては「空気感染に近い感染もある」との発言をした専門家もいます。感染予防には一人一人の自覚ある行動が求められます。基本である三密を避け、手洗いうがいの徹底に努めましょう。

「私たち時給制契約社員（以下非正規社員）も車を運転してゆうパックを配達（以下ゆうパック担務）しなければならぬのですか？」先日、支部の組合員Aさんからこのような相談があった。
今週の火曜日の8月31日に長中とゆうパックの業務委託契約を結んでいる金子運送さんより3集エリアの業務委託契約の解除の申し出があった。金子運送さんは今すぐに

でも契約解除の意向であったが長中としても急な事で困るとのこと。2か月後の10月31日に業務委託契約解除、11月1日より3集エリアのゆうパックは全て社員対応となることと決定した。

に思い、私の所に相談に来たわけだ。

は△となるわけでもない。非正規社員（ゆうパック専担除く）に関してはゆうパック担務が通区できたらからといって時給が上がる訳でもない。逆に万が一事故が発生させれば時給を下げられる可能性がある。

社員であればその処分で基本給が下げられることはないが（人事評価には反映され低評価になることはある）非正規社員だと時給が下げられ（習熟度あり→なし）即、生活に影響することになる。

当日の夕方、緊急の対策会議が開かれ、増区を行う事で結論が出た。増区での結論が出たが会議の中で課長から「車に乗れる人を増やさなければならぬ」との発言が飛び出した。会議出席していた班長からも同様の発言が出た。具体的な名前も出たが会議は短時間で終了したため、人選までには至らなかった。

このゆうパック担務は言うまでもなく事故のリスクが高い。交通事故もそうだが居住確認や指定場所配達の確認を怠ればすぐにクレームや事故につながる。この確認作業は通区数が少ないほど多くなる。中にはゆうパック担務を希望している社員もいるがほとんどの社員は仕方なくではないだろうか。

現在、第1集配営業部から第3集配営業部までのゆうパック担務は正社員の仕事とは限らず非正規社員も多数業務にあたりている。通区したきっかけは上司からの懇願や非正規社員であれば正社員を目指すためのスキルアップに繋がるなど様々だろう。

話を冒頭に戻して非正規社員のゆうパック担務の通区に関して9月1日（水）に支部書記長が第3集配営業部長に質問したところ「嫌がる非正規社員を強制で通区させることはない」との趣旨の発言を確認した。となると対象は正社員に絞られてくるが希望する人は少ないだろう。



後日、支部の組合員Aさんは所属する班の班長から「車を運転してゆうパックを配達してもらおう事になるかもしれない」と言われたらしく、不安

また、このゆうパック担務は通区したからといって給料に直結する人事評価で高評価になるとは限らないみたいだ。正社員の人事評価では多数の区を通区する事ができた、出来なかったという評価基準があるがゆうパックの担務を通区出来たからといって◎の高評価になるわけではないし、ペーパードライバーや車の免許を持たない人

話がそれるが仮にゆうパック担務で対面誤配や自損事故が発生させたとしよう。処分は訓戒。正

班員数や通区数などが様々で難しい問題だが長中には間違っても何も言えない弱い人に押し付ける事のないようにしてもらいたい。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。ゆめが、均等待遇。なげんご差別。ユニオンは労基法裁判に勝利したぞー！